

自治体向けFAQ第19版【修正問】※No.は第19版のもの

No.	事項	問	答
14	確保方策 (定員を超過している私立幼稚園の取扱い)	定員を超過している私立幼稚園の取扱いにしたがって、認可定員を超える利用定員を設定する場合、事業計画に記載する確保方策としては、利用定員によるべきでしょうか、それとも認可定員や実利用人員によるべきでしょうか。	事業計画の確保方策は、質の高い教育を提供可能な体制として、利用定員を計上していただくこととなります。なお、認可定員を超える利用定員は、実利用人員によっても認可基準を満たすことができることを前提に、例外的・暫定的に期限付で認められるものです。 ※平成26年10月17日付け事務連絡「認可定員を超過して園児を受け入れている私立幼稚園に係る子ども・子育て支援法に基づく確認等に関する留意事項について」参照。
15	幼児期の学校教育の利用希望が強い2号ニーズに対する確保方策	幼児期の学校教育の利用希望が強い2号の量の見込みニーズについては、基本指針第三の二の2(二)(1)及び第三の四の2(二)(1)4月に示された「作業の手引き」p64では、特定教育・保育施設の2号定員(保育所等)のみならず、幼稚園及び幼稚園の預かり保育の1号定員(幼稚園等)にもについても確保方策とできる旨示されていますが、確認を受けない幼稚園及び幼稚園の預かり保育の定員を、2号の量の見込みに対するは確保方策とすることはできないのでしょうか。	確認を受けない幼稚園(国立大学附属幼稚園を含む)及び幼稚園の預かり保育の定員(実員が定員を大きく下回る場合は実員)についても、特定教育・保育施設の1号定員と同じく、2号の確保方策として取り扱うことができます。
33	認定の基準日	認定時期は入学入園する年度の前年度の10月頃から始まりますが、10月時点で2歳児の子どもが入学入園する4月には3歳になる場合、10月時点では3号で認定しておいて、4月にまた2号に認定しなおすのでしょうか。認定の基準日はいつになるのでしょうか。	入学入園までに満3歳に達することが見込まれる場合は、認定の有効期間の始期を入園する4月とした上で、2号の認定をすることが可能です。となります。
34	認定の処理期間の基準日	1号認定の認定証の交付について、認定申請のあった日から30日以内になければならないとされていますが、30日以内となっている施設で取りまとめて市に送ってくる場合、保護者が施設に提出した日から起算するのか、市役所に届いた日から起算するのかどちらでしょうか。	市町村が受理した日が起算日となります。
36	各種ひな形、様式	各種様式のひな型は今後、国から示されているしてもらえますでしょうか。(例:みなし確認、入所申し込み、認定証、利用者負担額決定通知、施設型給付(法定代理受領請求))	施設型給付(法定代理受領請求)の様式について、幼稚園及び認定こども園は平成27年3月10日都道府県説明会資料9別紙3で、保育所は平成31年3月29日付事務連絡「給付事務に係る請求書の標準様式について」でお示ししているのをご参照ください。 支給認定証の記載事項は省令で規定していますが、利用者負担額決定通知その他の様式を国からお示しする予定はありません。平成25年10月30日子ども・子育て支援制度説明会(システム関係)において、支給認定や確認に係る申請書(案)をお示ししているのをご参照ください。 なお、保育の必要性認定の申請の際に添付する就労証明書について、令和3年6月頃に標準的な様式の改定版をお示しする予定です。

54	妊娠・出産を理由に保育認定をする場合の取扱い	妊娠・出産を理由に保育認定をする場合の産前・産後の期間についての具体的な目安はありますか。例えば、つわりがひどい場合など妊娠初期のケースも認められますか。また、産後6か月くらいまで認めることも可能ですか。	子ども・子育て支援法施行規則(以下「規則」という。)第1条の5第1項第2号においては、「妊娠中か出産後間がないこと」と定めています。そのため、妊娠初期のケースであっても、保護者の心身の状況を踏まえ、「保育の必要性がある」と判断されれば保育認定することとなりますは可能と考えます。他方、産後については、認定証の有効期間を「出産日から起算して8週間を経過する日の翌日の属する月の末日」と定めていますので、この期間を原則としつつ、保護者の個別の状況により、この期間を超えるケースについても必要に応じ、保育認定することは可能と考えます。 例)9月30日が出産日から起算して8週間を経過する日にあたる場合、10月末日が有効期限となります。
64	転居の際の認定取消し	市外へ転居し、居住実態がなくなった場合、教育・保育給付認定は当然に取り消されることになるのでしょうか。	教育・保育給付認定は転居により当然に取り消されるものではなく、子ども・子育て支援法第24条第1項第2号に基づく取消しを行う必要があります。そのため、取消しを行うまでの間は、教育・保育給付認定が継続されており、教育・保育の提供を受ける限り、給付の支払いが発生するため、住民基本台帳担当部局を始め関係部局とよく連携する必要があります。 参考:令和2年10月26日付け事務連絡「転出入時における事務手続の円滑化に向けた住民基本台帳担当部局との連携の強化について」
82	認可施設・事業者に対する確認	認可された施設や事業者について、市町村の判断により公的給付の対象となる確認を行わないことはできますか。	施設や事業者から確認の申請があった場合(確認の基準を満たしているものに限る)には、都道府県や市町村による認可を前提として、市町村は必ず確認を行う必要があります。なお、確認後、当該施設・事業者が子ども・子育て支援法第40条又は第52条に定める確認の取消事由等になった場合については、確認の取り消し等を行うことができます。
95	定員超過の場合の施設型給付費の取扱い	定員を超えて受入れをしていますが、施設型給付費は支払われるのでしょうか。	市町村による確認の際に設定された利用定員の範囲内での受入れが原則となりますが、年度途中での利用希望者の増加等により利用定員を超えて受入れをする場合であっても、実際の入所児童数に応じて給付が行われます。ただし、恒常的に利用定員を超えて受入れをしている場合(幼稚園、認定こども園1号認定は連続する過去2年度間、保育所、認定こども園2・3号認定、小規模保育事業、事業所内保育事業においては過去5年度間常に定員を超過しており、かつ、各年度の年間平均在所率が120%以上の場合)には利用定員を見直す必要があります。また、見直しが行われない場合には公定価格上定率で減額調整することになります。 なお、この減額調整を適用する定員超過状態の起算点については、No.96をご参照ください。 ※利用定員は認可定員の範囲内で市町村による確認の手続の中で設定することになるため、実際の利用人数が恒常的に認可定員をも超えている場合には、利用定員の適正化とともに認可定員の適正化(都道府県等の認可権者の認可・届出等)も必要になります。 また、私立幼稚園の利用定員の取扱いや公定価格の減額調整などについては、平成26年10月17日付け事務連絡「認可定員を超過して園児を受け入れている私立幼稚園に係る子ども・子育て支援法に基づく確認等に関する留意事項について」及び別添参考資料をご参照ください。 ※令和2年度以降のいずれかの年度の4月1日時点の待機児童数が1人以上である市町村に所在する小規模保育を実施する事業所であって、同一の敷地又は隣接する敷地に所在する幼稚園の設備を活用して小規模保育事業を実施するものについては、各年度の年間平均在所率が133%以上の状態とならない限り、公定価格の減算を適用しないこととする特例が設けられております。

100	利用定員設定の際の手続き	<p>第8次分権一括法に係る子ども・子育て支援法の改正により、同法第31条第3項の規定による利用定員の設定・変更時の市町村長から都道府県知事への「協議」が事後「届出」に変更されました。</p> <p>他方、私立幼稚園について認可定員を超えた利用定員の設定を可能とする例外的な取扱いは、都道府県知事への事前協議を前提としています（「子ども・子育て支援法に基づく教育・保育給付支給認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について」(令和2平成26年9月10日3府省通知)第3の1(12)エ)。このため、私立幼稚園については、引き続き一般的に利用定員の設定・変更にあたって都道府県知事への事前協議を必要としてよいでしょうか。</p>	<p>左記の取扱いの運用を可能とするために、「私立幼稚園については、市町村が例外的に認可定員を超えて利用定員を設定・変更しようとする場合には都道府県との事前協議を行う」といった取扱いをすることは差し支えありません。</p> <p>他方、一般的に「私立幼稚園については必ず事前協議を必要とする」といった取扱いをすることは、地方分権の提案を踏まえた法改正の趣旨に沿わず、望ましくありません。</p>
103	利用定員の変更	<p>事業者からの利用定員の減少の届出を受理せず利用定員の減少を認めないことは可能ですか。</p> <p>また、利用定員の減少の届出がされた後に、実際の利用者数が利用定員を上回っている場合、利用定員を見直す必要はないのでしょうか。</p>	<p>利用定員の減少は、法第35条第2項又は第47条第2項の規定により事業者の届出で足りるものであるため、市町村は、必要な事項を盛り込んだ届出を受理せず利用定員の減少を認めないといった対応を取ることはできません。</p> <p>他方、市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき教育・保育の提供を行うこととされており、「子ども・子育て支援法に基づく教育・保育給付支給認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について」(令和2平成26年9月10日3府省通知)第3の1(12)アにおいて、「市町村においては、申請者との意思疎通を図り、その意向を十分に考慮しつつ、当該施設での最近における実利用人員の実績や今後の見込みなどを踏まえ、適切に利用定員を設定していただく必要がある」とこととされていることから、事業者は、利用定員の減少の届出に際しても、事前に市町村と相談することが適当です。</p> <p>その上で、当該利用定員の減少が保育士・幼稚園教諭等の確保が困難である等の理由によるものであれば、都道府県・市町村は、事業者に対して保育士・幼稚園教諭等の確保を支援することが適当です。</p> <p>また、利用定員の減少の届出がされた後であっても、上述の通知第3の1(12)オ(イ)のとおり、恒常的に実際の利用者数が当該利用定員を恒常的に上回っているときは、市町村及び事業者は、利用定員を適切に見直し、法第32条又は第44条の規定による確認の変更を行う必要があります。</p>

117	上乗せ徴収、実費徴収	上乗せ徴収と実費徴収の違いを教えてください。	<p>教育・保育を提供するための標準的な費用として定める公定価格(利用者負担額を含む)によって賄われない費用については、実費徴収又は上乗せ徴収を行うことを検討していただくこととなります。</p> <p>これらの位置付けについては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)第13条第3項・第4項において規定しています。</p> <p>上乗せ徴収は、教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について保護者に負担を求めるもので、例えば、公定価格上の基準を超えた教員の配置や平均的な水準を超えた施設整備など、公定価格で賄えない費用を賄うために徴収するものです。上乗せ徴収は、施設の種類や子どもの認定区分によらず、各施設・事業所の判断で実施することができますが、私立保育所については、市町村との協議により承認を得ることが必要です。</p> <p>実費徴収は、教育・保育施設の利用において通常必要とされる経費であって、保護者に負担させることが適当と認められるものであり、例えば、文房具代・制服代、遠足代・行事参加代、給食代・食材費、通園バス代などがこれに該当すると考えられます。施設の種類や子どもの認定区分によらず、各施設・事業所の判断で実施することができます。</p> <p>なお、徴収にあたっては、上乗せ徴収については書面による保護者の同意、実費徴収については保護者の同意が必要となります。</p>
134	保育必要量、認定区分が月途中で変更した場合の利用者負担	月途中の教育・保育給付認定区分の変更(2号→1号、3号→1号)により、利用者負担額が下がる場合であっても、利用者負担額は翌月から適用となるのでしょうか。当該月の利用者負担額の差額は、保護者が負担しなければならないのでしょうか。	<p>月途中の認定変更(転園以外)の場合、国の給付額の精算基準としては月を単位として翌月からの適用となります。</p> <p>なお、市町村の判断で、当該月の利用者負担額を日割りとするのは妨げませんが、国の精算基準としては月単位での精算となります。</p> <p>詳しくは、「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成28年8月23日付け通知)第2をご参照ください。</p>
151	児童養護施設等に入所する子どもの利用者負担	児童養護施設等(里親、児童養護施設、児童自立施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院、 小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム))に入所する子どもについては、誰を保護者とし、また、利用者負担はどのように設定すれば良いでしょうか。	<p>教育・保育給付認定保護者については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童養護施設等の入所施設 → 施設長 ・小規模住居型児童養育事業 → 小規模住居型児童養育事業を行う者(養育者) ・里親 → 里親 <p>と整理しています。</p> <p>利用者負担額は、小規模住居型児童養育事業及び里親について、被保護者世帯と同様、市町村民税非課税世帯に準ずる者として0円とすることとしています。</p>
160	延長保育の利用料	延長保育の利用料の取扱いはどうなりますか。国から基準が示されますか。それとも、市町村や各園で自由に決めてよいのでしょうか。	<p>基本的には新制度施行前従前の延長保育事業の考え方を引き続き踏襲していくこととしており、利用料の取扱いについても新制度施行前従前と同様に各市町村又は施設・事業所において定めることとなります。</p>

175	利用者負担の強制徴収	公立保育所の保育料の徴収根拠が条例になることにより、 新制度施行後 は、強制徴収ができなくなるのでしょうか。	<p>A市とB市との間で十分に協議いただくことが基本となりますが、以下のような対応が考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・A市に所在する施設において、一定数のB市居住者を恒常的に受け入れており、今後も同様に受け入れる見込みである場合には、両市において当該施設の利用枠に関する協定を締結する。その際、利用調整の時期や実施方法、優先利用の考え方等についても、併せて当該協定に規定しておく。（なお、このような場合には、当該一定数の広域利用を、あらかじめ両市の子ども・子育て支援事業計画に位置付けることが適当と考えられます。） ・複数の施設において広域利用が見込まれる場合には、当該複数の施設を対象とした包括的な協定を締結する。 <p>なお、B市居住者の受入れが恒常的なものではない場合には、保護者から当該施設の利用申込みを受けた際に、その都度協議することが考えられます。その場合、必要に応じ、当該施設の利用定員を超えて受入れを行うことも可能です。</p> <p>また、利用調整の結果、B市居住者が当該施設に入所できなかった場合には、B市において、その者の保育を確保するための措置を講じる必要があります。</p>
176	教育標準時間認定の子どもの夏季休業中などにおける利用者負担等の取扱い	幼稚園や保育所に在籍する児童が長期休業中や保護者の里帰り出産時に、里帰り先の保育所や認定こども園に、二重在籍することは可能か。	<p>里帰り出産先等において他の特定教育・保育施設等を「利用」する場で、当初の特定教育・保育施設等を退所(園)しているのであれば、当該他の特定教育・保育施設等について広域利用(又は転園)として給付費及び利用者負担が発生します。</p> <p>なお、この保育利用者が転園後に帰省先から戻った場合は、市町村の判断で、当初利用していた特定教育・保育施設に優先的に利用調整していただくことも可能です。</p> <p>また、当初の特定教育・保育施設等を何らかの理由で退所(園)していない場合は二重在籍はできませんので、一時預かり事業等での対応となることが想定され、その利用料が別途発生します。</p> <p>なお、通常は私学助成の幼稚園に通っているが、里帰り出産等で休学し、当該他の特定教育・保育施設等に通う場合、その施設における施設型給付費が支給されることから、当該期間分について私学助成や施設等利用費の支給給付が行われることのないようにしてください、都道府県・市町村間で調整をお願いいたします。</p>
182	広域利用の場合の利用者負担の児童手当からの特別徴収	住民票があるA市に住む保護者がB市の保育園を利用している場合において、当該保護者が保育料を滞納した場合、B市はA市が当該保護者に対して支給する児童手当から当該保護者の同意なく保育料を徴収することができるのか。	<p>保育料を保護者の同意なく児童手当から徴収(特別徴収)できる自治体は、B市(施設所在地市町村)ではなくA市(児童手当を支給している自治体＝住民票があり居住している市町村)となります。</p> <p>公立保育所については、未納の保育料のうち、児童福祉法第56条第78項の規定に基づいて代行徴収する分について、A市は特別徴収を行うことができます。(B市の保育園の設置者は、A市に対して、代行徴収を行うことを請求できます。)</p> <p>私立保育所については、納期限前の保育料のみが児童手当による特別徴収の対象となっています。未納分の保育料については、子ども・子育て支援法附則第6条第7項により、A市が強制徴収を行うことができます。</p> <p>なお、特別徴収を実施する否かは、児童手当の支給を行う市町村の判断になります。</p>
185	確認	公立施設の場合、確認の申請や法令に定める書類の提出等は必要ですか。手続を省略することはできますか。	<p>公立施設の場合であっても、法令に定める確認の手続きは必要ですが、法令に反しない範囲で、各市町村の判断で手続を簡素化することは可能です。</p> <p>なお、新制度施行時においては、みなし確認の対象となるため、確認の申請ではなく、一定の書類を施行目までに提出するものとされています。</p>

194	広域利用の給付費に係る財政措置	公立保育所がないA市の子どもa子がB市の公立保育所b園を利用する場合の、子どもa子の保護者に対する、A市からの給付費の支払いについてはA市に交付税措置されていないことから、当該給付費に対しては国からの財政措置がなされるのでしょうか。	新制度施行前従来より、左記の広域利用の場合は、A市に交付税措置を行っているところであり、新制度施行後においてもA市に交付税措置がされるよう調整しています。
199	公立幼保連携型認定こども園の保育教諭の研修カリキュラム	公立幼保連携型認定こども園の保育教諭向けの研修のカリキュラムの在り方についてはいつごろ示されるのでしょうかの参考になるものはありますか。	文部科学省において、委託事業を通して、幼稚園教諭・保育教諭のキャリアステージにおける具体的な研修モデルを示した『幼稚園教諭・保育教諭のための研修ガイド-質の高い教育・保育の実現のために-』を作成し、幼稚園担当指導主事・担当者会議等で都道府県等に配布しているところです。また委託先の団体HPIにも掲載しております(http://youseikatei.com/)。本ガイドを活用いただき、研修が充実されることが望まれます。また、内閣府において作成した『一人一人に応じた教育及び保育を展開していくために～幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づく教育及び保育の質の向上に向けた実践事例集～』(https://www8.cao.go.jp/shoushi/kodomoen/kokuji.html)を参考にしてください。
206	子育て支援事業と地域子育て支援拠点事業の関係	認定こども園には子育て支援事業の実施が義務付けられていますが、地域子育て支援拠点事業を重ねて委託することは可能ですか。	認定こども園に実施が義務付けられている子育て支援事業(認定こども園法第2条第12項)と、地域子ども・子育て支援事業の1つである地域子育て支援拠点事業(児童福祉法第6条の3第6項)とは、定義の一部が類似しているものの、相互に独立した事業です。 子育て支援事業は、地域の子ども及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設する等により、子どもの養育に関する問題について相談に応じて必要な情報の提供、助言等の援助を行う事業のほか、地域の家庭において保護者からの相談に応じる事業や、家庭における保育が一時的に困難となった地域の子どもについて認定こども園又はその居宅において保護を行う事業等を含んでおり、認定こども園は、いずれかの事業を実施することが義務付けられています。 他方、地域子育て支援拠点事業は、地域の子ども及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、適当な設備を備える等により、子育てについての相談、情報の提供、助言等の援助を行う事業であって、市町村又はその委託等を受けた者が行うものであり、「週3日以上・1日5時間以上の開所」「専任職員2名以上配置」などの事業要件を満たすことが必要です。 これらの要件を満たせば、認定こども園にも、地域子育て支援拠点事業を重ねて委託することができます。現に、令和元平成25年度には、拠点事業のうち1,050か所は、認定こども園を実施場所としています。(平成26年6月末時点の集計状況) 地域子育て支援拠点事業は、新制度施行時点で約6,000か所ですが、消費税財源を投入し、将来的には中学校区に1か所(全国で10,000か所)を目標として、整備を進めることとしています。 市町村におかれては、地域子育て支援拠点事業を委託している幼稚園や保育所が認定こども園に移行するに当たり、地域における子育て支援を推進する観点から、同事業の委託を継続していただくようお願いいたします。
208	認定こども園が新制度に移行しない場合の財政支援	各類型の認定こども園が、新制度に移行しない場合に、私学助成(一般補助)や保育所運営費は受けられますか。	いずれの類型の認定こども園についても、施設型給付の対象施設として子ども・子育て支援法に基づく確認を受けることを想定しており、国としては、私学助成(一般補助)の交付や保育所運営費の支給を行いません継続しません。なお、詳しくはNo.352348, 353349をご参照ください。
223	保健師、又は看護師又は准看護師の取扱い	従来は、乳児4人以上が利用する保育所に勤務する保健師、又は看護師又は准看護師を、保育士とみなすことができるとされていますが、幼保連携型認定こども園における取扱いはどうなりますか。	従来の取扱いを踏まえ、乳児4人以上が利用する幼保連携型認定こども園においては、保健師、又は看護師又は准看護師を、1人に限って保育士とみなすことができるものとし、当該者は、施行日から起算して10年間(令和6年度末まで)に限っては、保育教諭等又は講師として園児の保育に従事することが可能です。(平成26年11月28日付け「幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて(通知)」をご参照ください。)

244	幼稚園に併設した小規模保育事業	幼稚園に併設して小規模保育事業を実施することは可能でしょうか。また、利用定員を超過して受け入れた場合の運営費はどのような取扱いになるのでしょうか。	幼稚園に併設して小規模保育事業を実施することは可能です。その際、専用部分を区分して必要面積を確保するなどそれぞれの認可基準を満たして運営することが必要です。なお、小規模保育事業については、制度施行前から3歳未満児を受け入れている場合には、制度施行から5年を経過する目までは、経過措置として、調理員の配置や調理設備の設置は必要ないこととなっています(弁当持参による対応も可)。 小規模保育事業者に対して支払われる公定価格については、直前の連続する5年間常に利用定員を超過しており、かつ各年度の年間平均在所率が120%以上の状態にある場合に、一定割合の減算を行うこととされております。なお、令和2年度以降のいずれかの年度の4月1日時点の待機児童数が1人以上である市町村に所在する小規模保育を実施する事業所であって、同一の敷地又は隣接する敷地に所在する幼稚園の設備を活用して小規模保育事業を実施するものについては、各年度の年間平均在所率が133%以上の状態とならない限り、公定価格の減算を適用しないこととする特例が設けられております。
246	幼稚園が連携施設となる場合	幼稚園で小規模保育を実施する予定ですが、事業実施場所については別棟、もしくは園舎内であっても幼稚園とは区分された部屋で行う必要がありますが、当該幼稚園が小規模保育事業の連携施設となる場合であっても、上記と同様の取扱いになるのでしょうか。	原則的には、幼稚園と小規模保育事業でそれぞれの基準を満たすことが必要です。小規模保育事業を実施する幼稚園が当該事業の連携施設となる場合でも取扱いは同様です。 なお、幼稚園に併設して小規模保育を実施することは可能ですが、ご指摘のような同一法人が3歳以上児と3歳未満児を同一の場所で預かる場合、原則としては、認定こども園に移行していただくことが基本と考えられます。 また、幼稚園と小規模保育事業については、対象園児の年齢が異なり、別の職員が別事業として運営することとなるため、それを踏まえた実施場所であることが望まれます。
251	一時預かり事業(幼稚園型Ⅰ)の単価	認定こども園において、2号・3号認定子どもを対象として、土曜日開所を行っている場合、当該土曜日において1号認定子どもを預かる場合については、平日単価と休日単価のいずれが適用されるのでしょうか。	認定こども園において、土曜日を含めた日曜日・祝日等の休日において2号・3号認定子どもを対象として開所していたとしても、休日単価を適用して差し支えありません。
252	一時預かり事業(幼稚園型Ⅰ)の単価	一時預かり事業(幼稚園型Ⅰ)の基本単価は4時間の利用を想定して積算しているとのことですが、子どもの利用時間が4時間よりも少ない場合の補助単価は同じですか、時間に応じた単価設定となるのでしょうか。	基本分単価(通常単価・小規模施設単価)は、4時間/日の利用を基本として設定していますが、利用時間が4時間未満の利用者であっても同額となります。(園として4時間の利用が可能な体制を整えていれば、利用者毎の利用時間に応じて基本分単価を減額しない。)
253	一時預かり事業(幼稚園型Ⅰ)の休日単価の適用条件	休日単価は8時間の利用を想定して積算しているとのことですが、子どもの利用時間が8時間よりも少ない場合の補助単価は同じですか、時間に応じた単価設定となるのでしょうか。	休日単価は、8時間/日の利用を基本として設定しており、利用時間が8時間未満の利用者であっても、園として8時間の利用が可能な体制を整えていれば、利用者毎の利用時間に応じて基本分単価を減額するといった運用は行いません。

259	一時預かり事業(幼稚園型Ⅰ)の広域利用の利用者数	一時預かり事業(幼稚園型Ⅰ)については、年間延べ利用者数2,000人以下では補助単価が厚い設定となっていますが、広域利用で複数市町村に居住する子どもがおり、各々が少人数である場合には、市町村別の子どもの延べ利用者数で考えるのでしょうか。それぞれの市町村の子どもの延べ利用者数の合計で考えるのでしょうか。 後者の場合、どのように調整すればよいのでしょうか。	補助単価は、施設当たりの年間延べ利用人数により設定することになります。 設定の手順としては、まず施設所在地市町村が当該施設の預かり保育の利用実績等から年間延べ利用見込人数を算出し、当該人数に適用される補助単価案を算定の上、利用予定者の居住する市町村に当該補助単価案を連絡・調整し、各居住地市町村がそれぞれ当該案を踏まえ、補助単価を設定することを想定しています。
260	一時預かり事業(幼稚園型Ⅰ)の職員配置	一時預かり事業の 確認(幼稚園型Ⅰ) の基準として、担当職員が「専ら当該幼稚園型一時預かり事業に従事する」というものがありますが、これは専任の職員の雇用を求めるものでしょうか。	「専ら当該幼稚園型一時預かり事業に従事する」とは、担当職員が一時預かり事業に従事している時間は、一時預かり事業に専従するという意味であり、その他の時間に他の業務に従事することを妨げるものではありません。このため、例えば、教育課程担当職員が午前中は教育課程上の活動を担当し、午後は一時預かり事業を担当するような運用も可能です。 この場合、校務分掌や発令等により担当を明確にしておくことのほか、公定価格において必要教員として措置されている常勤職員を一時預かり事業の配置職員として二重で計上するなど、公費の二重給付とならないよう御対応いただくことが必要となることに御留意ください。
262	一時預かり事業(幼稚園型Ⅰ)の職員配置	一時預かり事業(幼稚園型Ⅰ)の職員配置において、2人以上の配置を求めているところ、幼稚園等の職員からの支援を受けられる場合は、1人でも可とされていますが、支援を行う幼稚園等の職員は公定価格の対象となっている学級担任等でも問題ないでしょうか。	幼稚園等の職員からの支援を受けており、必要職員数が1人で可とされる場合における幼稚園等からの支援者については、公定価格の対象となっている学級担任等が、公定価格の対象となっている時間内に兼務することも可能です。
263	一時預かり事業(幼稚園型Ⅰ)と(一般型)の職員配置	幼稚園等の職員からの支援を受けられる場合は、常時2人以上配置を求めないとされていますが、同一の幼稚園等で幼稚園型と一般型を併用する場合であり、かつ、両事業を同じ場所で実施する場合、支援を行う幼稚園等の職員はそれぞれ1名で合計2名確保が必要でしょうか。	そのように同じ場所で行う場合には、支援を行う幼稚園等の職員は1名でも可能です。なお、それぞれの事業での必要配置数が1人である場合に限られることに留意して下さい。
266	一時預かり事業(幼稚園型Ⅰ)の対象児童	一時預かり事業(幼稚園型Ⅰ)で非在籍園児を預かる場合において、対象を満3歳以上に限定することは可能でしょうか。	市町村の判断により、一時預かり事業(幼稚園型Ⅰ)で併せて受け入れる非在籍園児の年齢に条件を設けることは可能ですが、 ➡非在籍園児の預かりニーズは、主として満3歳未満であると考えられることから、 ➡一時預かり事業(幼稚園型Ⅰ)で実施する場合であっても年齢別配置基準数以上の職員を配置することや保育所と同様の設備基準の遵守が求められること を踏まえに注意し 、地域の一時預かりニーズと幼稚園の受入れ体制を併せて考慮し、適切な対応を講じていただ頂くようお願いします。

274	私学助成の預かり保育補助から一時預かり事業(幼稚園型Ⅰ)への円滑な移行が困難な園に対する経過措置	私学助成の預かり保育補助から一時預かり事業(幼稚園型Ⅰ)への円滑な移行が困難な園に対する経過措置について、どのように取り扱えばよいでしょうか。	私学助成の預かり保育補助の具体的な手続きや運用は各都道府県に委ねられていますが、例えば、都道府県において一定の期日を示して、当該期日までに私学助成の預かり保育補助の継続実施を希望する園は申し出等をするということを、園及び市町村に対して周知するなど、対象となる園が補助を受けられるよう配慮することが望ましいと考えます。 新制度へ移行した園については、私学助成の預かり保育補助ではなく、一時預かり事業(幼稚園型Ⅰ)における対応が原則となりますが、減収が生じる等により一時預かり事業(幼稚園型Ⅰ)における対応が困難な場合には、経過措置として私学助成の預かり保育補助による対応を可能としているところです。経過措置による対応を認める要件としては、一時預かり事業(幼稚園型Ⅰ)の補助単価を基に算出した平成27年度当該年度の見込額及び都道府県の私学助成における預かり保育補助の平成27年度当該年度の見込額(見込み額が算出出来ない場合は平成26年度前年度の補助実績額)を比較し、減収が生じること等が挙げられます。 なお、新制度移行園については、一時預かり事業(幼稚園型Ⅰ)における対応が原則であることに鑑み、市町村が一時預かり事業(幼稚園型Ⅰ)を実施しない場合には、都道府県(新制度担当部局及び私立幼稚園担当部局)においては、住民の利用ニーズがあるにもかかわらず事業実施が困難である理由などを当該市町村に確認するとともに、翌年度以降の事業の実施に向けた実施計画などを確認すること等を通じて、市町村に適切な対応を求めていくことが必要と考えます。
277	施設型給付を受けない幼稚園が行う預かり保育	施設型給付を受けない幼稚園(私学助成に残る場合)が行う預かり保育の支援については、私学助成による預かり保育と一時預かり事業のいずれが優先するのですか。	—原則として、私学助成による預かり保育補助を受けることとなりますが、各幼稚園の実情に応じて、市町村と調整の上、一時預かり事業の委託(補助)を受けて実施することも可能です。
294	一時預かり事業(幼稚園型Ⅰ)における職員配置	子ども・子育て支援交付金実施要綱(令和2年度改正)には、保育士又は幼稚園教諭免許状所有者以外の教育・保育従事者として、「オ 幼稚園教諭、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有していた者」が挙げられていますが、どういう趣旨でしょうか。	「幼稚園教諭、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有していた者」とは、有効期間満了日又は修了確認期限までに免許状更新講習を受講・修了しなかったことにより免許状が失効した者を指すものですが、これらの者についても、当初の免許状取得に当たって十分な知識・技能を習得していると認められることから、「一時預かり事業(幼稚園型Ⅰ)」における配置を可能としたものです。 なお、「幼稚園教諭、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有していた者」は、あくまで「保育士又は幼稚園免許状所有者以外の教育・保育従事者」であり、有資格者として取り扱うことはできませんので、ご注意ください。
296	一時預かり事業(幼稚園型Ⅰ)の長期休業日の補助単価	令和32年度子ども・子育て支援交付金交付要綱では、長期休業日の基本分単価について、8時間未満の場合は400円、8時間以上の場合は800円とされていますが、長時間加算を含めると、預かり時間ごとの補助単価の合計はどのようになりますか。	預かり時間ごとに、以下のとおりの単価が適用されます。 ・4時間:400円(基本分のみ) ・5時間:500円(400円(基本分)+100円(長時間加算)) ・6時間:600円(400円(基本分)+200円(長時間加算)) ・7時間:700円(400円(基本分)+300円(長時間加算)) ・8時間:800円(基本分のみ) ・9時間:950円(800円(基本分)+150円(長時間加算)) ・10時間:1,100円(800円(基本分)+300円(長時間加算)) ・11時間以上:1,250円(800円(基本分)+450円(長時間加算))

297	一時預かり事業(幼稚園型Ⅰ)の長期休業日の補助単価	令和32年度子ども・子育て支援交付金交付要綱では、基本分単価について、「Ⅱ年間延べ利用児童数2,000人以下の施設」においても、①平日と、②長期休業日(8時間未満)及び③長期休業日(8時間以上)が別々に記載されていますが、平日と長期休業日の預かりを両方実施した場合には、①に対応した単価(1,600,000円÷年間延べ利用児童数)－400円とは別途、長期休業日に係る延べ利用児童数に応じた②又は③の単価が追加で算定されるという理解で良いでしょうか。	お見込みのとおり。
298	一時預かり事業(幼稚園型Ⅰ)における長期休業期間	「長期休業日」とは具体的にどの期間を指すのでしょうか。秋季等に行われる1週間程度の休業日なども含まれるのでしょうか。	園則等において一定期間を通じた休業日として定められた期間であれば、「長期休業日」として取り扱って差し支えありません。
299	一時預かり事業(幼稚園型Ⅰ)対象児童の範囲	同一法人が複数の園を運営している等の場合において、教育時間前後の預かり保育について、複数の園の児童を1つの園に集約し、一括して行うことは可能でしょうか。その場合、補助単価はどうなるでしょうか。	御指摘のような形で、複数の園の児童を1つの園に集約し、一括して預かり保育を行うことは可能です。その場合、一時預かり事業(幼稚園型Ⅰ)の補助単価の適用に当たっては、預かり保育を実施するのとは異なる園に在籍する園児についても「在籍園児」として取扱うこととなります。
300	一時預かり事業(幼稚園型Ⅰ)年間延べ利用児童数の考え方	令和32年度子ども・子育て支援交付金交付要綱では、「年間延べ利用児童数」という文言が複数の箇所に記載されていますが、その意味はすべて同じでしょうか。	「Ⅰ年間延べ利用児童数2,000人超の施設」及び「Ⅱ年間延べ利用児童数2,000人以下の施設」における「年間延べ利用児童数」は、平日と長期休業日を合算した数を指しますが、Ⅱの「①平日(1,600,000円÷年間延べ利用児童数)－400円」における「年間延べ利用児童数」は、平日のみの数を指すものです。

317	学校法人立認定こども園に通園する特別な支援を必要とする2号認定子どもへの支援	<p>学校法人立認定こども園のうち、特別な支援を必要とする2号認定子どもが私学助成の特別支援教育経費の対象となるのはどのような場合でしょうか。また、このような場合においても、同一市町村内の他施設とのバランスの観点から、保育所等で行われている障害児保育事業の対象とすることは可能でしょうか。</p> <p>—学校法人立認定こども園に通園する特別な支援を必要とする2号認定子どもで私学助成の特別支援教育経費の対象となる場合でも、同一市町村内の他施設とのバランスの観点から、保育所等で行われている障害児保育事業の対象とすることは可能でしょうか。</p>	<p>令和2年度までは、学校法人立認定こども園のうち、旧接続型の幼保連携型認定こども園と、旧単独型と旧接続型の幼稚園型認定こども園については、2号認定子どもは私学助成の特別支援教育経費の対象となる一方、旧並列型の幼稚園型認定こども園の2号認定子どもは多様な事業者の参入促進・能力活用事業(認定こども園特別支援教育・保育経費)の対象となっていました。</p> <p>令和3年度からは、新制度施行後5年の見直しに伴い、旧並列型の幼稚園型認定こども園の扱いが変わることから、旧接続型の幼保連携型認定こども園、及び幼稚園型認定こども園(旧類型は問わない)の2号認定子どもが、私学助成の特別支援教育経費の対象となります。</p> <p>私学助成の対象となる園に対して、市町村の判断により、単独事業として、障害児保育事業を行うことも可能です。ただし、その場合には、私学助成の特別支援教育経費と重複のないよう、都道府県と調整が必要となります。</p> <p>(注)ここでいう私学助成の特別支援教育経費の対象となる学校法人立認定こども園には、学校法人化する予定のいわゆる志向園も含まれます。また、設置主体の一本化のために、学校法人から社会福祉法人へ事業譲渡した場合、従前まで学校法人が設置していた幼稚園部分に在籍する2号認定子どもがいたとしても、私学助成の特別支援教育経費の対象にはなりません。</p> <p>なお、学校法人立の認定こども園について、旧接続型以外の幼保連携型認定こども園と、保育所型認定こども園の2号認定子どもは、障害児保育事業の対象となります。</p> <p>—学校法人立認定こども園のうち、旧接続型の幼保連携型認定こども園と、単独型と接続型の幼稚園型認定こども園については、これまでも2号認定となりうる子どもも含めて私学助成の対象となっていたことを踏まえ、2号認定子どもも私学助成の特別支援教育経費の対象となりますが、市町村の判断により、単独事業として、障害児保育事業を行うことも可能です。ただし、その場合には、私学助成の特別支援教育経費と重複のないよう、都道府県と調整が必要となります。</p> <p>—なお、学校法人立認定こども園であっても、旧並列型の幼保連携型認定こども園と保育所型認定こども園の2号認定子どもは障害児保育事業の対象となり、並列型の幼稚園型認定こども園の2号認定子どもと地方裁量型認定こども園は多様な事業者の参入促進・能力活用事業(認定こども園特別支援教育・保育経費)の対象となります。(私学助成の特別支援教育経費の対象にはなりません。)</p> <p>(注)ここでいう私学助成の特別支援教育経費の対象となる学校法人立認定こども園には、学校法人化する予定のいわゆる志向園も含まれます。また、設置主体の一本化のために、学校法人から社会福祉法人へ事業譲渡した場合、従前まで学校法人が設置していた幼稚園部分に在籍する2号認定子どもがいたとしても、私学助成の特別支援教育経費の対象にはなりません。</p>
361	認定こども園が新制度に移行しない場合の財政支援	各類型の認定こども園が、新制度に移行しない場合に、私学助成(一般補助)や保育所運営費は受けられますか。	いずれの類型の認定こども園についても、施設型給付の対象施設として子ども・子育て支援法に基づく確認を受けることを想定しており、国としては、私学助成(一般補助)の交付や保育所運営費の支給を行いません継続しません。なお、詳しくはNo.352348、353349をご参照ください。
362	国・地方の費用負担割合	子ども・子育て支援新制度に基づく給付・事業についての国・都道府県・市町村の費用の負担割合はどのようになりますか。指定都市・中核市についても都道府県の費用負担があるのでしょうか。	<p>施設型給付については、私立施設の場合、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4となり、指定都市、中核市でも他の市町村と同様に1/4となります。公立施設の場合は、市町村の一般財源によることになるため、給付費の負担割合は市町村10/10となります。</p> <p>また、教育標準時間認定(1号認定)の子どもに係る施設型給付費については、当分の間、全国統一費用部分(国1/2、都道府県1/4、市町村1/4)と地方単独費用部分(市町村負担+都道府県補助)を組み合わせる施設型給付費として一体的に支給する経過措置があります。</p> <p>地域型保育給付については、公私ともに国1/2、都道府県1/4、市町村1/4の割合となり、指定都市、中核市でも他の市町村と同様に1/4となります。</p> <p>地域子ども・子育て支援事業については、要綱でお示しする予定ですが、補助率は利用者支援事業は国2/3、都道府県1/6、市町村1/6、そのほかの事業は国1/3、都道府県1/3、市町村1/3を想定予定しています。(妊婦健診は一般財源)</p>

371	地方単独費用部分における負担割合	地方単独費用部分に係る市町村負担・都道府県補助に係る割合はどうなりますか。また、地方自治体負担分に係る交付税措置はどうなりますか。	<p>本則における市町村と都道府県の費用負担(1:1)を踏まえ、経過措置である地方単独費用部分についても、市町村実質負担:都道府県補助=1:1の割合としたうえで、適切に地方財政措置を講じる方向で調整しております。</p> <p>なお、平成27年2月6日開催の「平成26年度第3回都道府県私立学校主幹部課長会議」において、本件に係る「私立幼稚園(1号認定子ども)に係る新制度の財政構造」について説明をしています。 また、上記会議で配布した資料のうち該当の資料については、各都道府県新制度担当部局及び私立幼稚園担当部局あてに平成27年2月6日付けメールにより送付していますので、そちらをご参照ください。</p>
405	保育士確保の取組	国における保育士確保のための取組について教えてください。	<p>新子育て安心プランに基づく約14万人分の保育の受け皿整備に必要となる保育人材の確保に向けて、処遇改善のほか、保育の現場・職業の魅力向上を通じた、新規の資格取得、就業継続、離職者の再就職の支援に総合的に取り組んでいます。各自治体におかれても、保育対策総合支援事業費補助金の各種事業を活用しつつ、関係者とも連携して、地域の保育人材確保対策に積極的に取り組んでいただきますよう、お願いいたします。</p> <p>「待機児童解消加速化プラン」の確実な実施のため、平成27年1月に、国全体で必要となる保育士数を明らかにした上で、数値目標と期限を明示し、人材育成や再就職支援を強力に進めるための工程表として『「保育士確保プラン」を策定しました(詳しくは、平成27年1月14日付雇発0114第1号「保育士確保プラン」について』をご参照ください)。</p> <p>「保育士確保プラン」においては、保育士試験の年2回実施の推進や処遇改善など保育士確保に向けた新たな施策を講じるほか、従来の保育士確保施策についても、引き続き確実に実施し、施策に関する普及啓発を積極的に行うなど更なる推進を図ることとしていますので、各自治体におかれても、「保育士確保プラン」に掲げる施策メニューを活用し、保育士確保に積極的に取り組んでいただきますようお願いいたします。</p>
412	地方自治体における歳入歳出予算科目の取扱いについて	地方自治法施行規則において、地方自治体における歳入歳出予算科目が定められているところですが、子ども・子育て支援新制度施行に伴い、本施行規則の改正をする予定があるでしょうか。	<p>地方自治体における歳入歳出科目に関しては、地方自治法施行規則第15条の別記において規定がありますが、各自治体の行政権能等に基づき、予算科目を変更することが可能となっていることから、本施行規則の改正の予定はありません。</p> <p>なお、どのような歳入歳出科目が想定されるのかなどのモデルケースについては、平成27年1月28日に自治体向けに発出した事務連絡「子ども・子育て支援新制度関係歳入歳出予算の科目について」をによりお示ししていますので、参考資料同事務連絡をご参照ください。</p>

415	減価償却費加算の要件	<p>保育所等の減価償却費加算はどのような施設(事業所)に加算されることになるのでしょうか。</p> <p>一度、施設整備費補助を受けた施設は、何十年も前に補助を受けた場合であっても、加算を受けられないのでしょうか。</p>	<p>減価償却費加算は、以下の要件全てに該当する施設を対象とします。</p> <p>(ア) 保育所等の用に供する建物が自己所有であること(注1)</p> <p>(イ) 建物を整備又は取得する際に、建設資金又は購入資金が発生していること</p> <p>(ウ) 建物の整備に当たって、施設整備費又は改修費等(以下「施設整備費等」という。)の国庫補助金の交付を受けていないこと(注2)</p> <p>(エ) 賃借料加算の対象となっていないこと</p> <p>(注1) 施設の一部が賃貸物件の場合は、自己所有の建物の延べ面積が施設全体の延べ面積の50%以上であること</p> <p>(注2) 施設整備費等の国庫補助の交付を受けて建設した建物について、整備後一定年数が経過した後に、以下の要件全てに該当する改修等を行った場合には(ウ)に該当することとして差し支えありません。</p> <p>① 老朽化等を理由として改修等が必要であったと市町村が認める場合</p> <p>② 当該改修等に当たって、国庫補助の交付を受けていないこと</p> <p>③ 1施設当たりの改修等に要した費用を2,000で除して得た値が、建物全体の延べ面積に2を乗じて得た値を上回る場合で、かつ、改修等に要した費用が1,000万円以上であること</p> <p>よって、注2①～③に全て該当する建物については、(ウ)に該当するもののできる、(ア)、(イ)、(エ)の要件も全て該当している場合は、加算の対象とすることができます。</p> <p>※詳細は、平成28年8月23日付事務連絡「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成28年8月23日付け通知)をご参照ください。</p> <p>また、減価償却費加算の地域区分については、「標準」または「都市部」とし、「都市部」とは、当年度又は前年度における4月1日現在の人口密度が、1,000人/km²以上の市町村をいいます。</p>
417	基本単価と必要な職員配置	<p>保育所や認定こども園(保育認定2号・3号)の基本分単価に含まれる職員構成と実際に配置すべき保育士数との関係を教えてください。特に、休けい保育士や保育標準時間認定に係る非常勤保育士の加算分について、実際に保育士を配置する必要がありますか。配置できない場合は、公定価格の減額調整などがあるのでしょうか。</p> <p>また、非常勤職員の配置とされている場合、その非常勤職員の従事時間などの要件はありますか。</p>	<p>平成27年3月10日付事務連絡「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項(案)の送付について」(平成28年8月23日付け通知)の各事業類型の「Ⅱ基本部分」にあるとおり、基本分単価に含まれる休けい保育士や保育標準時間認定に係る保育士(常勤)等についても、年齢別配置基準とは別途配置する必要があり、これを満たさない場合は、指導の対象となります。なお、保育標準時間認定子どもが少数の場合で、ローテーション勤務により対応しているなど、常勤保育士を別途配置する必要性が低くなる場合には非常勤職員とすることも差し支えないこととしており、教育・保育が円滑に行われるよう、実態に応じて市町村が適切に御判断ください。また、幼稚園や認定こども園については、これまで年齢別配置基準の設定がなかったことから、配置基準に達していない施設に配慮して、公定価格上調整措置を設けて、費用を調整することとしています。</p> <p>また、保育標準時間認定に係る非常勤保育士など、基本分単価に含まれる非常勤職員の取扱いについては、従事時間等の具体的要件は定めていませんので、教育・保育が円滑に行われる体制がとられているか、実態に応じて市町村が適切に御判断ください。</p> <p>なお、小規模保育事業等の保育標準時間認定における非常勤保育従事者も同様の取扱いとなります。</p>

419	引っ越し後も同一施設を利用する場合の施設型給付費	A市からB市に転入したが、引き続き、同一施設を利用し続ける場合、それぞれの市からの施設型給付費は日割りとするのでしょうか。	<p>御指摘については、通常の転出・転入の場合と同様に、「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成28年8月23日付け通知)第2を踏まえ、日割りとすることが適当です。</p> <p>ただし、当該市町村間で調整がついた場合には、月割りの取扱いとしても差し支えありません。</p> <p>特に、5歳児が3月の卒園後に転居した場合にあっては、転居先自治体において新たに特定教育・保育施設を利用する事は考えにくいことから、転出元自治体において支給認定を3月末まで取り消さず、卒園月の施設型給付を一括して給付することを基本としてください。その際、転出元自治体と転入先自治体で密に連絡を取り、教育・保育認定・給付の重複が生じないよう御留意ください。</p>
424	施設型給付費等の支払時期	各月初日に利用する子どもに係る施設型給付費等について、施設・事業者が困らないことが確認できれば実績に基づく翌月払いとしてもかまわないか。	<p>施設型給付費等の支払いについては、「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成28年8月23日付け3府省局長通知)第3(2)でお示しているとおり、当月分は遅くともその月中に支弁することとしているほか、「施設型給付等の支払いについて(依頼)」(平成27年4月9日付け事務連絡)及び「施設型給付等の支払いの円滑な実施について(依頼)」(平成27年5月20日付け事務連絡)において、法令に基づき、毎月支給あるいは前払いとしての概算払いにて対応いただく必要がある旨お示しております。</p> <p>ただし、これらについては、給付費等の支払いが遅れることで、施設及び事業所の運営に支障が生じないようにお示しているものであり、やむを得ない事情がある場合には、施設・事業者と調整の上、利用子どもの処遇や職員の処遇など施設の安定的な経営に支障の無い範囲内において、翌月払いとしても差し支えありません(ただし、この場合においても、歳出の会計年度所属区分に留意する必要があります。)</p>